

弘前市議会政務活動費の交付に関する規則

(趣旨)

第1条 この規則は、弘前市議会政務活動費の交付に関する条例（平成27年弘前市条例第41号。以下「条例」という。）に基づき交付される政務活動費について必要な事項を定めるものとする。

(交付申請)

第2条 政務活動費の交付を受けようとする会派の代表者は、毎年度、市長に対し、議長を経由して政務活動費交付申請書（様式第1号）を提出しなければならない。また、申請した事項に異動が生じたときは市長に対し、議長を経由して政務活動費交付変更申請書（様式第2号）を提出しなければならない。

2 会派を解散したときは、当該会派の代表者であった者は市長に対し、議長を経由して会派解散届（様式第3号）を提出しなければならない。

(交付決定)

第3条 市長は、毎年度、前条の規定により申請のあった各会派について交付すべき年間分の政務活動費の額を決定し、当該会派の代表者に交付決定通知書（様式第4号）により通知するものとする。

(交付請求)

第4条 会派の代表者は、政務活動費の交付日の7日前までに、市長に対し、政務活動費交付請求書（様式第5号）を提出するものとする。

(収支報告書の写しの送付)

第5条 議長は、条例第7条第1項の規定により提出された収支報告書の写しを市長に送付するものとする。

(会計帳簿の整理保管等)

第6条 政務活動費の交付を受けた会派の経理責任者は、政務活動費の支出について会計帳簿を調製し、これを当該政務活動費に係る収支報告書の提出期限の日の翌日から起算して5年を経過する日まで保存しなければならない。

附 則

この規則は、平成27年10月1日から施行する。

様式第1号（第2条第1項関係）

年 月 日

弘前市長 様
（弘前市議会議長経由）

会派名
代表者名 印

政務活動費交付申請書

弘前市議会政務活動費の交付に関する規則第2条第1項の規定により、下記のとおり申請します。

記

- 1 会派の名称
- 2 会派結成年月日
- 3 会派代表者名
- 4 経理責任者名
- 5 所属議員数 名（ 月1日現在）
- 6 交付申請額（ 年度分） 円

様式第2号（第2条第1項関係）

年 月 日

弘前市長 様
（弘前市議会議長経由）

会派名
代表者名 印

政務活動費交付変更申請書

弘前市議会政務活動費の交付に関する規則第2条第1項の規定により、下記のとおり申請します。

記

1 異動内容

区 分	新	旧	異動年月日
会派の名称			
会派代表者名			
経理責任者名			
所属議員数			
交付申請額 (年度分)			

様式第3号（第2条第2項関係）

年 月 日

弘前市長 様
（弘前市議会議長経由）

会派名
代表者名 印

会 派 解 散 届

弘前市議会政務活動費の交付に関する規則第2条第2項の規定により、下記のとおり届けます。

記

- 1 解散した会派の名称
- 2 会派が解散した年月日

様式第4号（第3条関係）

文 書 番 号
年 月 日

会派名
代表者名 様

弘前市長 印

政務活動費交付決定通知書

年 月 日付で申請のあった政務活動費について、下記のとおり決定したので、弘前市議会政務活動費の交付に関する規則第3条の規定により通知します。

記

年度
政務活動費交付決定額（年額） 円

様式第5号（第4条関係）

年 月 日

弘前市長 様
（弘前市議会議長経由）

会派名
代表者名 印

政務活動費交付請求書

弘前市議会政務活動費の交付に関する規則第4条の規定により、下記のとおり政務活動費を請求します。

記

- 1 金 円（ただし、 年 月分～ 年 月分として）
- 2 交付月の基準日における所属議員数 名
- 3 振込依頼先

振込先	
口座番号	
口座名義人	